

不欠格議員等し

出席議員等次の通りである。

出席議員等不欠格議員と同じである。

欠席議員等次の通りである。

欠席議員等不欠格議員と同じである。

議事事務局の職員等次の通りである。

事務局長生子国利 書記米田次郎 市川好利

一方自公法第百二条の規定により会議事件説明のために出席を求めた

もの次の通りである。

町長瀬田清蔵 助役森田幸造 警長篠崎俊夫

警大野忠一 警員井喜次 警員橋本孝蔵

警員高木和 警員森田信二 警員古谷徳男

警員上野重勝 警員佐佐木清吉 警員田村忠雄 警員長谷田信

本日の議事日程等次の通りである。

日程第一 会議録署名議員の署名について

日程第二 会期の決定について

日程第三 福生町税賦課徴収条例の一部を改正する条例案について

(議案第五十四号)

日程第四 福生町都市計画風税条例の一部を改正する条例案について

(議案第五十五号)

日程第五 証人等の費用弁償に关する条例案について (議案第五十六号)

日程第六 固定資産評価基準及評価委員会条例の一部を改正する条例案に

ついて (議案第五十七号)

日程第七 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に关する条例

の一部を改正する条例案について (議案第五十八号)

日程第八 東京都消防村消防団員等災害補償組合規約の一部を

改正する規約案について（議案第五十九号）

日程第九 昭和三十一年度福生町歳入歳出修正予算案（第一号）について（議案第六十号）

日程第十 昭和三十一年度福生町営と畜場特別会計修正予算案（第一号）について（議案第六十号）

日程第十一 福生町職員会規程の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例案について（議案第六十号）

日程第十二 福生町町制風福生町武蔵野分地区風整理事業施行規程を定める条例案について（議案第六十号）

日程第十三 福生町営球場使用条例の一部を改正する条例案について（議案第六十号）

日程第十四 競争入札の方法による契約に関する条例を廃止する条例案について（議案第六十号）

例案について（議案第六十号）

日程第十五 福生町水道事業の契約の方法の特例に関する条例案について（議案第六十号）

日程第十六 東京都市町村職員会組合資産管理組合規約の一部を改正する規約案について（議案第六十号）

日程第十七 福生町税外収入督促手数料算徴収条例を廃止する条例案について（議案第六十号）

日程第十八 福生町風紀取締条例を廃止する条例案について（議案第六十号）

日程第十九 保育費援助に関する諸願書（諸願第五号）

日程第二十 町道舗装に関する諸願書（諸願第六号）

日程第二十一 町道舗装に関する諸願書（諸願第七号）

日程第二十二 夏期手当に関する陳情書（職組）（陳情第二号）

日程第二十三 夏期手当に関する陳情書（緑の会）（陳情第三号）

しかしながら本年度の事業を更紗面から申すところ裁入にあつた起債補助金その他にあつた借入金等、今後申すところ努力いたすつもりでございますが、あるいは期待の薄れるものもあるかも知れません。又裁入の面にあつた借入金等、その他にあつた借入金等、増加のものを得ないものもあると思ひます。又借入金に付す借入金、六月十六日現在起債は一億三千四百円となり一時借入金も相当あり、財政整理はあまりよろしく方と存じ、あるいは次第でござい、二の点一段の財政力を所願いたしたと思ひます。従つて将来の構想、いたした借入金十分現状を把握いたし、財政に及んだ長期計画を立案する所好でござい、ます。そのうち学校問題は一日もゆるがせにござん、その点特に調査を急がしたところ、今年の秋に着手の中学校、四十年は、独立校となり、小学校にあつた借入金、四十年は、熊川地区に二校、四十年は、福生地区に二校、ならなければならぬ結果が出され、人口増は

町民のよう、現状です、その中に重点的にとり組まないと存じます。

が、西多、衛生組合により、ます、人、塵埃、場所も、町長の意思を継が、まして、準備を進行して、あります。その点、私といたしまして、具体的な方法をた、くさん、ござい、ます、けれども、財政等と、なら、め、た、上、更、現、いた、した、と、存、じ、います。その点、あります。消防署、規則により、まして、明年中にも、設置の準備を、いた、す、た、ら、な、い、改、修、に、進、め、る、と、思、ひ、ま、す。以上、簡単、な、中、に、ござい、ます。要する、正確な、長期計画を立案し、健全な、財政の、確立、につ、て、め、ま、して、いた、す、た、ら、な、い、ます。近隣、町村との、融和、を、求、め、る、広域行政の、基礎を、一日も早く、た、た、め、たい、と、存、じ、ま、す。その、点、に、と、り、町、民、の、理解、の、協、力を、切、に、お、願、い、いた、し、ま、す。町、民、の、協、力、に、か、ま、さ、ず、いた、だ、さ、ま、す。

議長(高橋) 日程第一、会議録署名議員の署名を行います。署名議員の署名は、会議規則第九条の規定により議長に、あ、い、た、し、ま、す。署名は、一、番、川、の、議員、二、番、加、藤、議員、三、番、田、村、議員、以上、三名、の、方、に、お、願、い、いた、

します。なち男を議員に本会期中通じてお願ひいたします。

議長(高橋千春) 会期の決定についてを議題に供します。本会期について、議会議事委員会にたいし検討されたい所です。本委員長から報告願ひを
す。

一 番 岩 田 博 議長
議長(高橋千春) 六番

六番 岩 田 博 副議長

副議長によりまして昭和二十九年度第二回定例会の議案及び
日程について六月十日午前九時より本委員会を開催いたしますので、
の経過及び結果を報告申し上げます。今回議案は請願が第一回定例会の
約束の二十六件ありますが、そのうち長初めの議案でありますので、本委員会
としても先般の論議がかわされたわけでございます。会期は本日より六月
十五日までの十五日間予定されておりますので、閉会致さるゝ六月十八日本
会議十九日二十日本委員会、二十日曜日休日のため休会、二十日二十三日二十四日

各担当本委員会、六月十五日日議会開会本委員会を予定してあります。

二十日、二十一日、二十二日、二十三日が休会となり、議案作成上、四日間休会いたし
ます。二十日に本会議を開く予定でございますので、よろしくお願ひいた
します。今日の日程は、本日は配布された議案により即決していただ
いたものもあり、本日は本委員会にて決定いたしました。

日程表の中に本委員会として即決の要する議案がありますので、閉会致さるゝ
日程第八東京都市町村消防団員等災害補償組合規約の一部を改正す
る規約案について、日程第十福生町職員の懲戒の手続及び効果に関する
条例の一部を改正する条例案について、日程第十一競争入札の方法に
よる契約に関する条例を廃止する条例案について、日程第十六東京都日
市町村職員共済組合資産管理組合規約の一部を改正する規約案
について、日程第十七福生町税外収入督促手数料等徴収条例を廃止す
る条例案について、日程第十八福生町風紀取締条例を廃止する条例案

より注意を致したるものとして痛恨に堪へず。尤も本件発生以来
因中、法規を輕視して職權の免脱と道義感の欠如に基づく精神の弛緩に
よるものと考えられ公の機密に奉送すべし公僕精神は反した行為として
宛に遺憾である。ニ餘財政にあつかる者として中税意圖配を果正し
人心の刷新を計り再びかかる事態をふたふたのやう野當局、議會と
もに相提携し各自の本分に徹し、もつ財政発展のために努力を要
望する。右決議する以上でございませう。

議長(高橋千春) 万が一にいたします。決議第一号は原案通り決するに
即決ありやせんか。

(異議なしとすぶるあり)

議長(高橋千春) 即決ありと決めます。よろし決議第一号は原案通り決
いたします。

議長(高橋千春) 日程第三福生町税賦課徴収条例の一部を改正する条例案に

ついて議案第五十四号を議題に供します。朗読を省略してただちに理事者
から提案理由の説明を求めます。

町長(石川常太郎) 附格名により議案第五十四号について附説明申し上げます。

今回の町税条例の改正は地方自治法の改正に伴うものでございまして主なもの
を申し上げますと町民税の増減等や定年等あるはるか増等の免脱点が
十、万、円から十、万、円に引き上げられ又本年から新たに課税される新築住宅
に付するし、中税額が三分の一になりタバコ消費税が自分の十三、四から自分
の十五に増え、中税は自分の八から自分の六に引き下げられ、固定
資産税と課税標準を裏に付するし、中税は昨年通りとし免脱に付し、中
一、二倍を限度とし課税する等が主なものにございまして、細かな点に
ついては担当課長から説明いたします。

税務課長(上野重勝) 説明

議長(高橋千春) 二、三より質疑を行います。

(異議なしと呼ぶ者あり)

議長(高橋千春)二ホに貸渡を終結いたします。

議長(高橋千春)おわかりいたします。議案第五十四号は総務委員会に付託

し詳細な審議を願うことにいたします。と思ひますが二ホに附異議あり

ませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

議長(高橋千春)附異議なしと認めます。よろしく決定いたしました。なお本

員会の審査報告は本会期中にお願いいたします。

議長(高橋千春)日程第四、福生町都市計画税条例の一部を改正する条例案に

ついて議案第五十五号を議題に供します。事務局をして議案の解説をい

たします。

議案事務局(野崎薫)朗読

議長(高橋千春)理事者から提案理由の説明を求めます。

一 町長(石川常太郎)議案第五十五号を朗読明細し上ります。二ホに付朗読され

た通り地方自治法の改正により固定資産の納期が通期で四月一日

から五月一日となりまいしたものが本年度に限り五月一日から六月

一日までとしたものでございます。

議長(高橋千春)二ホより質疑を行います。

(異議なしと呼ぶ者あり)

議長(高橋千春)二ホに付質疑を終結いたします。

議長(高橋千春)おわかりいたします。議案第五十五号は総務委員会に付託

し詳細な審議を願うことにいたします。と思ひますが二ホに附異議ありま

せんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

議長(高橋千春)附異議なしと認めます。よろしく決定いたしました。なお本

員会の審査報告は本会期中にお願いいたします。

議長(高橋千春) 日程第五証人等の受取分償に因する条例案議案第五十六号を議題に供します。事務局より議案の朗読をいたします。

議会議務局(野崎 薫)朗読

議長(高橋千春) 理事者から提案理由の説明を求めます。

町長(石川常太郎) 議案第五十六号について即説明申し上げます。これは費用分償額が今まで低かったのを現状に即すように改めたわけでございます。議会以外の農業委員とか選挙管理委員会等に出動した場合にも費用分償を定めたもので之後と同額でございます。

議長(高橋千春) これより質疑を行います。

(異議なしと認む者あり)

議長(高橋千春) これにより質疑を終結いたします。

議長(高橋千春) わかりいたします。議案第五十六号は総務委員会に付託し詳細な審議を願うことになったかと思ひますがこれに即異議ありません。

んか。

(異議なしと認む者あり)

議長(高橋千春) 即異議なしと認めます。よってより決定いたしました。

議長(高橋千春) 日程第六国定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例案議案第五十七号を議題に供します。事務局より議案の朗読をいたします。

ます。

議会議務局(野崎 薫)朗読

議長(高橋千春) 理事者から提案理由の説明を求めます。

町長(石川常太郎) 議案第五十七号の改正は議案第五十六号にたいし被費者が変更されたので三にたいしても改正しようとするものでございます。

議長(高橋千春) これより質疑を行います。

(異議なしと認む者あり)

議長(高橋千春) これにより質疑を終結いたします。

議長(高橋千春)おかりいたします。議案第五十八号は総務委員会に付託し
詳細な審議を願うことにしたいと思いますが二れに御異議ありません
か。

(異議なしと答ふ者あり)

議長(高橋千春)御異議なしと認めます。よろきより決定いたしましたので
本委員会の審査報告す本会期中に御願ひいたします。

議長(高橋千春)日程第一、非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に關する
条例の一部を改正する条例案、議案第五十八号を議題に供します。
事務局を以て議案の朗読をいたさずす。

議事事務局(野崎 薫)朗読

議長(高橋千春)理事者から提案理由の説明を求めます。

市長(石川第太郎)議案第五十八号を御説明申し上げます。二れは別表二を新し
く追加し旅費の支給額を規定したもので又駐留軍関係離職者対策

厚生町議会

協議会委員の報酬を五百円から八百円に改めた点の二つでございす。

議長(高橋千春)二れより質疑を行います。

不審(神野藤操)議長

議長(高橋千春)不審

不審(神野藤操)先程の五十五号に於いて一日の日常額を五百円から八百円に提正
されたいが別表二に於いては一日が五百円となり他は条例を以ても大体
八百円に於てあります。が当然本委員会に付託され物価等を考へ合を
なかどろか審議されたいと思ひますが五百円の点も十分御審議願ひたい事
を要望いたします。

議長(高橋千春)二れに御異議を致したします。

議長(高橋千春)おかりいたします。議案第五十八号は総務委員会に付託し詳
細な審議を願うことにしたいと思ひますが二れに御異議ありませんか。
(異議なしと答ふ者あり)